

意見の概要および市の考え方

いただいた意見の概要およびそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

No	意見の概要	意見数	市の考え方
1	<p>P134</p> <p>一級河川文祿川と都市計画道路稲部肥田線に囲まれた農地については、将来の開発を希望し、土地改良事業の区域からも除外しており、耕作は上流の河川からの用水に頼っている状況です。</p> <p>特に都市計画道路稲部彦富線と既成市街化区域との間の約0.2haは、上流部の宅地造成に伴い伏流水が湧き出て、土壌が粘土質で暗渠排水がなく透水性、排水性ともに悪く稲作に不向きのため、やむなく畑地や不耕作地となっています。</p> <p>当該地については、本マスタープランにおいて、地区計画の区域から外されていますが、このまま地区計画が進むとこの区域だけが農業振興地域のまま残ることになります。</p> <p>以上のことをご勘案いただき、地区計画区域の決定、もしくは農業振興地域の区域除外、市街化区域への編入をお願いします。</p>	1件	<p>稲枝駅西側に広がる農地につきましては、農業振興地域に該当しており、地区計画を決定する前に、まずは農業振興地域の除外を行う必要があります。地区計画の区域については、農業振興地域の除外の範囲と密接に関係するものであり、その除外のために行う県や国との協議によって今後確定していくこととなります。</p> <p>このようなことから本地区計画については、今後関係機関や地元とも協議しながら進めていく予定でありますので、本マスタープランに掲載している地区計画の区域は確定したのではなく、あくまで現時点でのイメージとして掲載させていただいております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の地区計画検討の参考とさせていただきます。</p>